

## 第3節 川崎市税収構造の問題点と課題

### The Problems and Challenge of Tax Revenue Structure in Kawasaki City

経済学部教授 原田 博夫

#### 目 次

1. はじめに
2. 大都市「川崎」の財政状況
3. 川崎市税制の特徴
4. 市民税（法人）の税収動向
5. 市民税（個人）の動向
6. 結び—提言へのポイント—

#### 1. はじめに

わが国の近年の地方財政は、ほぼ全国的に軒並み、1990年代の行財政運営のつけに苦しんでいる。人口集積が進み、経済面、財政面での自立性の相対的に高い大都市であっても、こうした状況はあまり変わらない。

わが国地方財政の制度・運営は、その骨格のみならず細部にまで、総務省を中心とする中央省庁が、企画段階から具体的な制度設計、そして日常的な運営の全般にわたって、極めて精緻な関与と統制を行なっている。これは、中央集権型の近代日本の行政制度の特徴であると同時に、戦後の大衆民主主義体制の下で広範な国民世論に配慮して、普く民意を汲み取るシステムが組み込まれてきたことも反映している。こうした状況は、平成12年（2000）4月に地方分権一括法が施行された以降でも、基本的には変わっていない。

その結果、地方自治体の提供する行政サービスは全国的に規格化・統一されている。中央省庁は、こうしたいわばナショナル・ミニマムの達成・保持に、国内政策の関心の大半を向けてきた。

他方、財源面では、地域間での経済力・財政力を反映して、各地域の財源調達力には相当のバラツキが出る。しかし、それを放置すると、ナショナル・ミニマムの行政水準が全国的に展開できなくなるため、各自治体間で異なる財源調達力を、財政的に余裕のある自治体には薄い財政支援にとどまるのに対して、財政的に逼迫している自治体には手厚い財政支援を施す調整メカニズムを通して、自治体間の財政的な平準化を計ろうとする。その結果、人口も集中し、経済力も高い「大都市」（あるいは政令指定

都市）では、国からの財政的な支援があまり期待できないにもかかわらず、あくまでも自前の財源を基本に自らの行政サービスを提供しなくてはならない。本論文では、地方自治体とりわけ川崎市のような大都市の財政問題を扱うが、その内でも、財政収入・財源・税収面に着目して、その特徴と問題点・課題を検討したい。

わが国の地方税制は、税収面で太宗を占める法定税に関しては、課税標準・税率とも、ほぼ全国共通な制度が適用されている。地方税制の運用も、全国的に画一化されていて、地方自治体での独自性は發揮しにくい。このことは、国（中央政府）との関係だけでなく、地域間の関係においても、独自の施策が取りにくいことを意味している。

川崎市のように、潜在的に税源の豊かな政令指定都市であっても、税制面では、一般の市町村とほとんど変わらない状況下にある。地域間の関係では、経済活動あるいは課税標準が他の自治体より潤沢であれば、当該自治体の税収は相対的には豊かである。しかし、国（中央政府）との関係においては、税源に見合った税制・税収をみすみす放棄させられている。こうした、税制面での制度上・運用上の中央集権体制は、さらなる地方分権・地域主権を進める上では、大いに問題がある。

本章では、川崎市の特徴を、全国値（市町村）、政令指定都市（大都市）<sup>注1</sup>、横浜市と比較することで、把握したい。とりわけ、税収データに関しては、市税のみならず、国税、県税に関しても、税収面での基本的なデータを、川崎市域をベースに集計・把握することで、大都市「川崎」の特徴を浮かび上がらせたい。

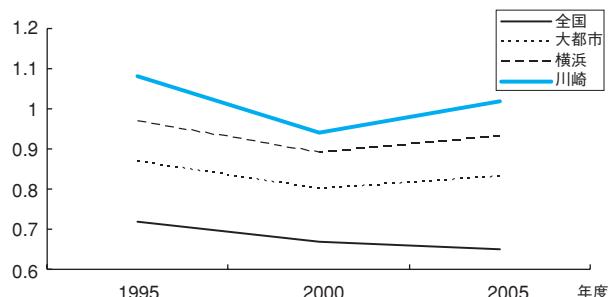
注1 政令指定都市とは、地方自治法上の概念であるのに対して、大都市とは、地域経済の実態に即した一般的な概念である。人口規模、産業集積、文化拠点などの点では両者の概念は重なり合うが、産業構造、昼間人口規模、情報発信などの点で、かつての政令指定都市はいわば日本を代表する巨大都市だったのに対して、近年指定されている政令指定都市はいわば地域ブロックの中心都市の趣である。

## 2. 大都市「川崎」の財政状況

わが国では、大都市は地方自治法上、指定都市として総括されている。この指定都市あるいは政令指定都市という制度は、道府県の事務の一部を、組織、財政、人材などの点で充実している大都市に委ね、地方自治の円滑な執行を期待して、導入されたものである。昭和31年（1956）9月に、横浜、大阪、名古屋、京都、神戸の5都市が指定されて以来、人口100万人を中途に適用されていたが、近年は80万人に引き下げられたこともある、適用対象が拡大し、平成19年（2007）4月には、新潟、浜松の2都市が加わり、現在は、17都市である。川崎は、昭和47年（1972）4月に、札幌、福岡とともに7番目に指定を受け、この時点で政令指定都市は9都市となった。地方自治法上で規定されているこの政令指定都市を（ただし、近年指定された都市などは、必ずしもいわゆる大都市と同一視できないが）、本章では、便宜的に大都市として表記することにする。

この大都市の歳入構造（平成17年度（2005）決算）がどうなっているかを、図表1.3-1によって、全国値との比較などを通して見てみる。歳入総額の一人当たり額は、全国値（全国の市町村）では383千円なのに対して、大都市では477千円と高く、大都市の財源面での富裕さが現れている。ただ、横浜385千円、川崎396千円と全国値並みで、他の大都市の財源面での富裕さは、横浜、川崎を凌いでいるとも言える<sup>注2</sup>。

図表1.3-1 地方歳入の内訳（2005年度）



同じく表1の歳入内訳で見てみると、大都市一般、さらには横浜、川崎の特徴が明確になる。大都市と全国値の歳入内訳の状況は、あまり変わらない。しかし、横浜と川崎は、かなり異なった歳入内訳となっている。つまり、地方税の割合が横浜49.0%、川崎51.2%と高く、全国37.2%はいうにおよばず、大都市39.4%をもはるかに凌いでいる。もうひとつの顕著な点は、地方交付税（普通交付税）の歳入割合である。全国11.6%、大都市6.2%であるのに対して、横浜2.3%、川崎は皆無である（この年度の川崎は不交付団体だった）。地方税収だけに限定しても、川崎や横浜の税収調達力は、全国のみならず他の大都市をはるかに凌いでいて、そのため、川崎と横浜は財政的には富裕団体と見なされ、普通交付税は交付されないか、交付されたとしても極めて少額に止まっている。しかしその結果、一人当たり歳入総額では、先に見たように、横浜と川崎は、大都市を下回り全国値並みに止まっている。

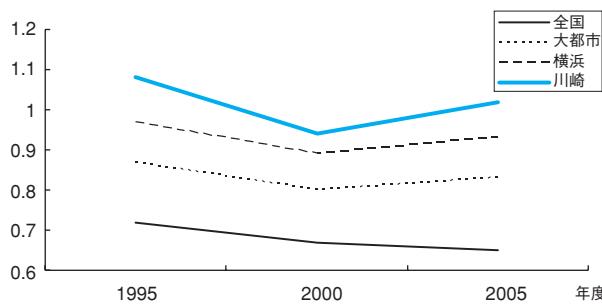
財政状況を、全国、大都市、横浜、川崎について、二つの指標で経年的（1995年、2000年、2005年）に比較しながら把握してみよう<sup>注3</sup>。二つの指標は、財政力指数と経常収支比率である。財政力指数とは、地方自治体の財政力を示す指標で、地方交付税（普通交付税）額の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値で、いわば財源の余裕度を表現したものである。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があると見なされる。他方、経常収支比率とは、地方自治体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように、毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減税補填債および臨時財政対策債の合計額に占める割合で、財政構造の硬直性を表している。要するに、経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを意味している。

注2 横浜、川崎の歳入一人当たり額が、全国値とあまり変わらないのは、後述のように、実は、地方交付税（普通交付税）、道府県支出金に依存する度合いが低いことによる。他の大都市は、全国の一般市町村ほどではないが、横浜や川崎よりは、こうした歳入に依存する度合いがずっと高い。

注3 この間の政令指定都市は、平成7年度（1995）は、札幌、仙台、千葉、横浜、川崎、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、北九州、福岡の12都市だったが、平成17年度（2005）は、それに、さいたま、静岡が加わり、14都市となった。したがって、1995年度12都市、2000年度12都市、2005年度14都市である。

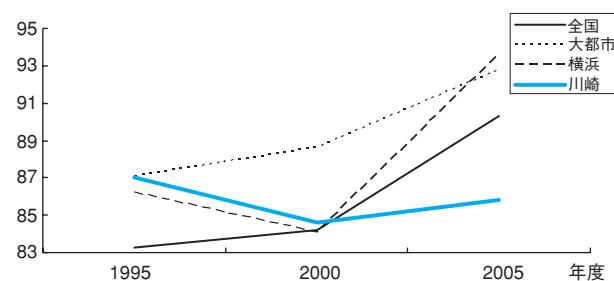
図表1.3-2が財政力指数である。財政力指数の最も高いのは川崎で、以下、横浜、大都市、全国値の順である。この4者の関係は、この10年間では変動が生じていない。横浜といえども財政力指数は1以下（すなわち、普通交付税の交付団体）であるのに対して、川崎は、2000年度頃、一時的に交付団体に転じた時期を除けば、ほとんどの期間で不交付団体のままである。全国値のこの期間の動向は低下傾向であるのに対して、（川崎、横浜を含む）大都市では、2000年度頃をボトムに反転・上昇している。要するに、大都市の財政構造は、近年、やや好転しているといえよう。いずれにせよ、財政力指数で表される地方自治体の財政構造は、かなり安定的だといえる。

図表1.3-2 財政力指数



それに比べると、経常収支比率の動きは複雑である（図表1.3-3）。全国値の推移は、1995年度83%、2000年度84%、2005年度91%と経年的に悪化している<sup>注4</sup>。そのうちでも大都市は、1995年度87%、2000年度89%、2005年度93%と、硬直化の度合いそれ自体が高いに加えて、その悪化の傾向は全国値と類似している。他方、横浜は、1995年度から2000年度にかけては、他の全国値や大都市と逆に、むしろ改善の傾向があったにもかかわらず、2000年度から2005年度にかけては、他の全国値や大都市以上に悪化のスピードが速い。ところが川崎は、1995年度から2000年度にかけては横浜と同様な改善傾向だったが、2005年度にかけては、極めて例外的に、経常収支比率の悪化の度合いが低位に止まっている。いずれにせよ、財政力指数の動向とは異なった、経常収支比率の地方自治体間でのこうしたバラツキは、いわば各自治体間での行財政運営の差が集約的に出ているものといえる。

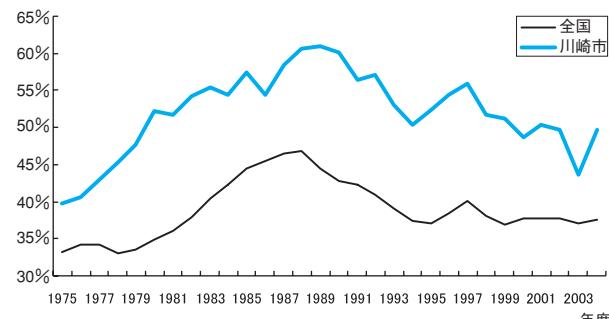
図表1.3-3 経常収支比率（%）



### 3. 川崎市税制の特徴

市税収入の歳入総額に占める割合は、表1で見たように、2005年度決算で全国値37.2%に対して、川崎市51.2%で、川崎市の財政的な自立度の高さと、全国的に見た場合の相対的な富裕さが読み取れる。しかも、この傾向は、図表1.3-4で明らかなように、ほぼ恒常的に成立している。

図表1.3-4 市町村税の歳入総額に占める割合

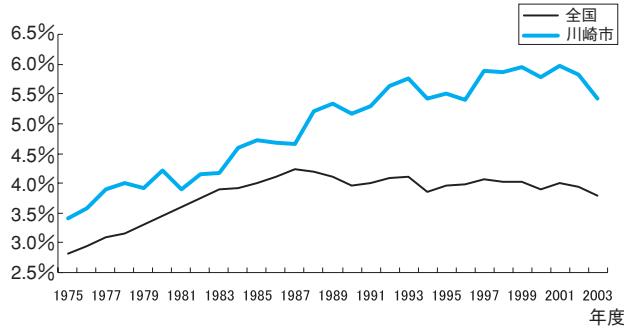


この市税の租税負担率を、全国値については国内総生産について、川崎市については市内総生産について求めると（図表1.3-5）、全国値も川崎市も1970年代半ば以来上昇傾向にあるが、全国値では1980年代以降は3.7%～4.0%程度なのに対して、川崎市では1990年代以降は5.5%～6.0%程度である。いずれにせよ、すべての期間にわたって、川崎市の租税負担率は全国値のそれを上回っている。これは、川崎市の国内（市内）総生産が低いか、租税収入が高いかのいずれかによるはずだが、川崎市の国内（市内）総生産は極めて高い。したがって、市税収入が全国的に突出した高さにあることを反映している<sup>注5</sup>。

注4 この比率の高さは、かつては75%程度が目安とされ、80%を上回らないような財政運営が求められていた時代に比べれば、隔世の感がある。林（1986）、p.744。

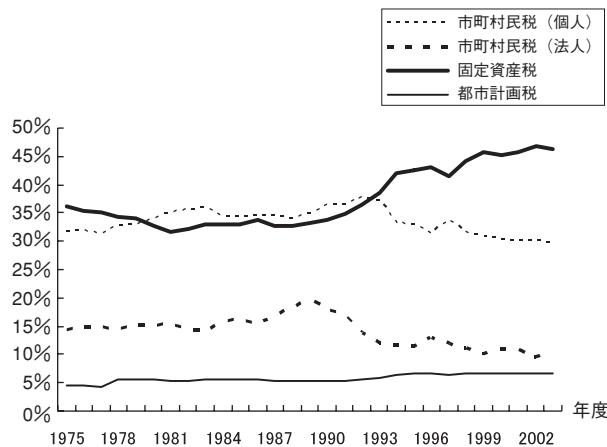
注5 ちなみに、全国値に占める川崎市の割合は（2004年度）、国内（市内）総生産では0.9%だが、市税総額では1.3%に達する。より詳細な分析は、原田博夫、マウジダ・アブドワイット（2007年3月b）を参照されたい。

図表1.3-5 国内（市内）総生産に対する租税負担率（市町村税）

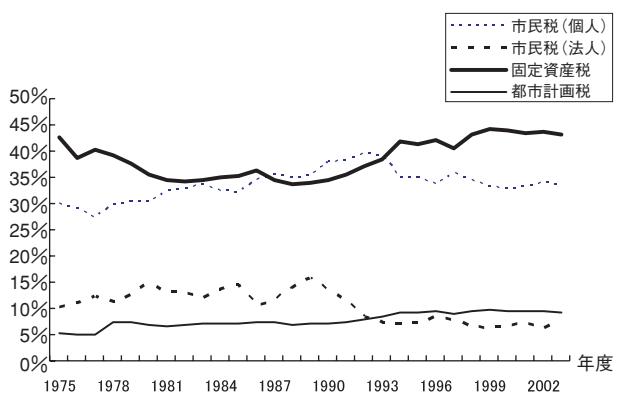


市税総額に占める主要税目の税収ウェイトは、近年の状況に関しては、全国値では（図表1.3-6）、固定資産税、市民税（個人）、市民税（法人）、都市計画税であるのに対して、川崎市では（図表1.3-7）、固定資産税、市民税（個人）、都市計画税、市民税（法人）の順である。川崎市における市民税（法人）のウェイトの低さが特徴的である。

図表1.3-6 市町村税収入の割合（全国値）



図表1.3-7 市税収入の割合（川崎市）



このことを、市税収入が全国値に占める割合（ウェイト）からも確認してみる。市税総額（2004年度で1.3%）を基準にすると、市民税（個人）はほぼそれと同程度のウェイトであるのにに対して、市民税（法人）はそれより0.5%程度低く、都市計画税は0.5%程度高く、事業所税にいたっては2.7%のウェイトに及んでいる。一般的には、日本を代表する重厚長大型の工場群を臨海部に抱える川崎市では、市税収入全体の中でも、さぞや市民税（法人）の税収ウェイトが高いのではないかと見られるが、実は意外なことに、それほどのウェイトではない。したがって、以下では、市民税（法人）と市民税（個人）の2税に焦点を当てて、分析を行なうこととする。

なお、租税制度論・税収論としては変則的であるが、川崎市域からの国税あるいは県税としての税収が全国値に占める割合（ウェイト）をみると<sup>注6</sup>、まず国税の場合は、揮発油税での突出したウェイトの高さが注目される。国税総額で2%程度であるのに対して、揮発油税の場合、その課税方式のためとはいっても、13%にも及んでいる。それに対して、法人税の場合は、0.6%程度と最も低くなっている。要するに、揮発油税の場合は石油基地・施設が集中的に川崎市（臨海部）に所在していること、法人税の場合は法人の本社所在の税務署に納税されるため、仮に川崎市に工場・事業所が所在しても、本社が東京都にある場合はやはり都内の税務署に納税されてしまうからである。次いで、県税の場合は、県税総額（2004年度で0.7%）を基準にしてみると、県民税（個人）のウェイトの高さ（2004年度で1.5%）と安定的な傾向が特徴的である。

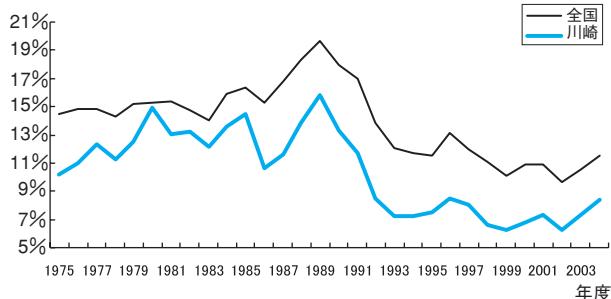
#### 4. 市民税（法人）の税収動向

図表1.3-8は、市税総額に占める市民税（法人）の割合の、全国値と川崎市の経年的な推移である。先にも指摘したが、川崎は全国値より常に4~5%低い。1990年代以降は、全国値では10%程度で、川崎では7%程度である。図表1.3-9で、大都市、横浜と比較すると、川崎は横浜と同程度の低さであるのに対して、他の大都市では12%以上高さである。市民税（法人）をさらに法人均等割と法人税割に内訳してみると、全国値に占める川崎市の割合は、法人均等

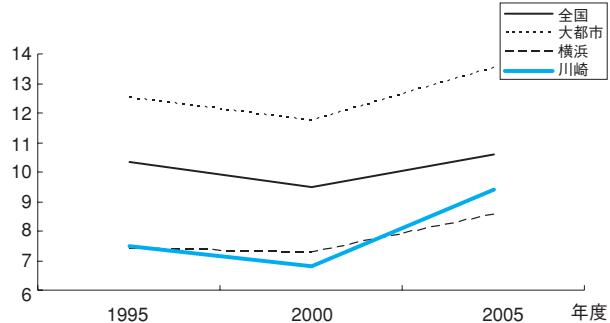
注6 ここでの税収データ（国税・県税）の所在・収集などについては、本章・補論「税収データに関する補論」に詳述している。

割では0.9%程度で1975年度以降ほとんど変化していないが、法人税割では1980年前後の10年間は1.3%程度だったのが1990年以降は0.8%程度に低下している<sup>注7</sup>。

図表1.3-8 市町村税に占める市町村民税（法人）の割合

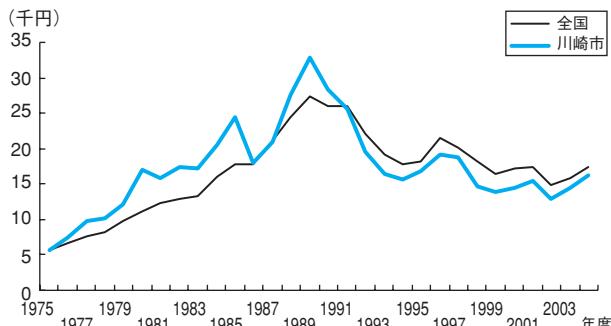


図表1.3-9 市町村税に占める市町村民税（法人）の割合－大都市の状況－

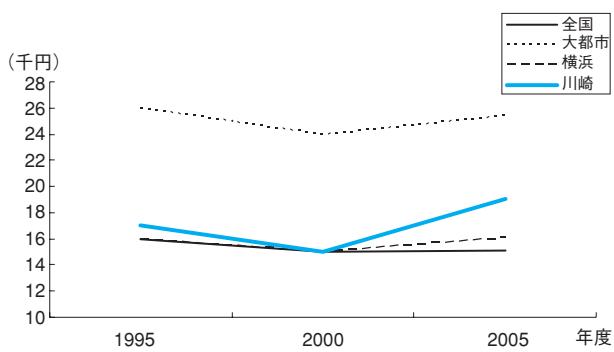


市民税（法人）の住民一人当たり額を全国値と川崎で経年的な推移をみたのが、図表1.3-10である。この期間（1975年以降）で両者の数値と変動はほぼ同一といってよいが、1990年頃までは、川崎の方がやや上回っていたが、その頃をピークにして低下が始まると、今度は全国値がやや上回るようになってきている。こうした状況を、大都市、横浜と比較すると（図表1.3-11）、川崎、横浜は全国値とほぼ同程度であ

図表1.3-10 市町村民税（法人）一人当たり額



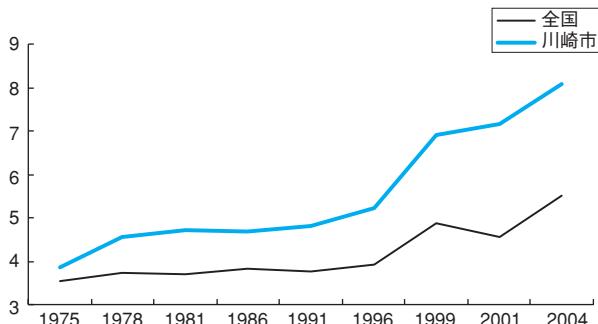
図表1.3-11 市町村民税（法人）一人当たり額－大都市の状況－



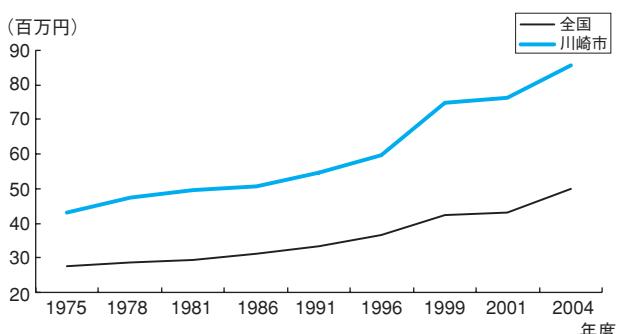
るのに対して、他の大都市は顕著に高い水準にある（1万円近く高い）。

これが何に起因するのかを、従業者、事業所の動向などと関連させて分析してみる。図表1.3-12は、従業者一人当たり国内（市内）総生産の、全国値と川崎の経年変化である。この期間（1975年以降）、常に、川崎も全国値とともに上昇傾向にあるが、川崎が全国値を上回っている。図表1.3-13の、事業者当たり国内（市内）総生産も、ほぼ同様な傾向である。従業者、事業所を市民税（法人）と関連させたのが、図表1.3-14と図表1.3-15である。いずれの場合でも、この期間（1975年以降）、川崎と全国値はともに上昇傾向にあるだけでなく、常に川崎が全国値を上回ってい

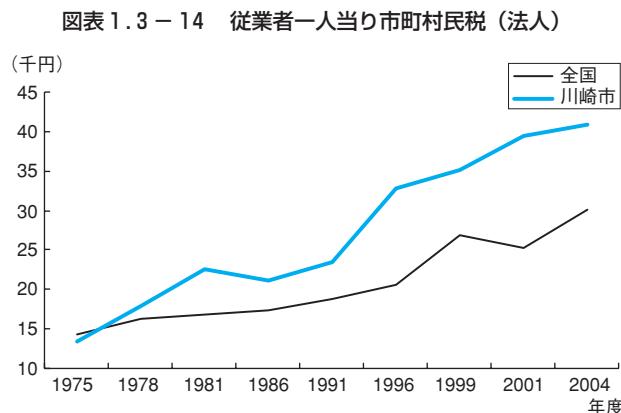
図表1.3-12 従業者一人当たり国内（市内）総生産の割合



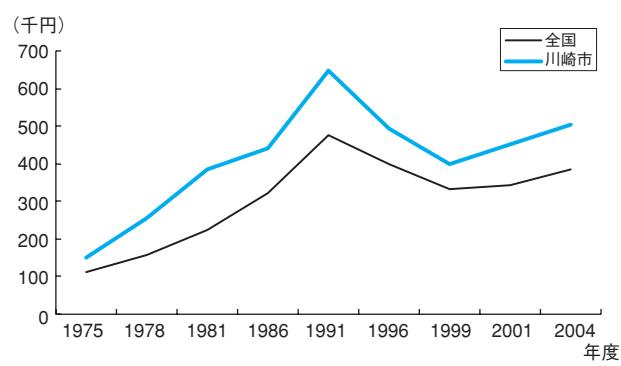
図表1.3-13 事業所当たり国内（市内）総生産の割合



注7 より詳細な分析については、原田博夫、マウジダ・アブドワイット（2007年3月a）を参照されたい。



図表 1.3-15 事業所当たり市町村民税（法人）



る。あえて言えば、従業者一人当たり市民税（法人）の場合（図表 1.3-14）の方が、川崎が全国値を上回る度合いが拡大している。

したがって、再び図表 1.3-11に戻ってみると、他の大都市の市民税（法人）一人当たり額が、横浜や川崎と比べてもはるかに高い水準にあることは、他の大都市の住民数の伸びが、市民税（法人）の伸びを下回っていることを反映しているように思われる。つまり、経済活動およびその結果としての市民税（法人）税収の動向が、横浜や川崎と他の大都市とあまり変わらないとするならば、他の大都市では、住民数の伸びが低いため、結果として、市民税（法人）一人当たり額が高くなってくるのではないか。

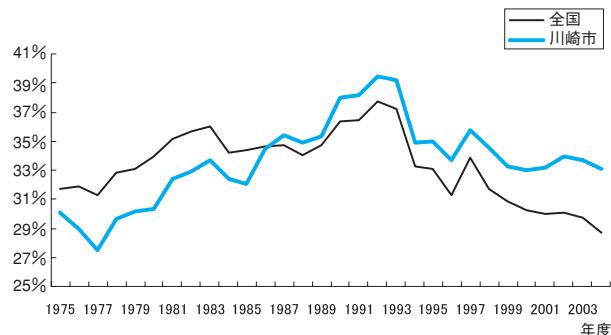
さらに、市民税（法人税割）の税収は、景気動向に緊密に連動しているため、バブル景気・その崩壊・近年の景気回復過程で市民税（法人）の税収の増減の振れあるいはその頻度は、極めて激しかった。たとえば、川崎市における平成16年度（2004）から17年度（2005）にかける市民税（法人）の増が全体で2,596百万円だったのに対して、鉄鋼だけで2,524百万円増、電気で756百万円増になっ

ている。もちろん対照的に、石油は854百万円減である<sup>注8</sup>。こうした産業・企業あるいは事業所は、川崎市臨海部の中核的な位置・場所を占めている。したがって、その意味でも、川崎市の税収構造は本質的には、景気変動に対して極めて脆い体质を内包しているといわざるを得ない。

## 5. 市民税（個人）の動向

図表 1.3-16は、市税総額に占める市民税（個人）の割合の、全国値と川崎市の経年的な推移である。全国値では、1975年度32%から93年度37%まで上昇した後、一転して低下局面に入り、2004年度29%まで低下している。川崎市でも傾向はほぼ同様で、1977年度27%の低さからスタートして93年度39%まで上昇した後は、全国値と同様に低下しているが、その低下の度合いはやや軽微で、2004年度33%に収まっている。要するに、1986年以前は川崎市は全国値を下回っていたが、それ以降は、一貫して上回るようになった。この傾向は、全国値に占める川崎市の税収割合の経年的な推移によってもほぼ同様に確認できる。つまり、市民税（個人）の大半を占める市民税（個人・所得割）の川崎市の税収割合は、1982年度頃までは1.3%以

図表 1.3-16 市町村税に占める市町村民税（個人）の割合



下だったが、その後上昇に転じ、2004年度1.6%に達している。これは、市税総額の全国値に占める川崎市の割合1.3%（2004年度）を上回っている<sup>注9</sup>。

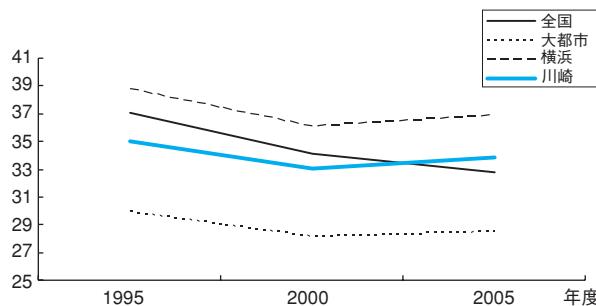
市税総額に占める市民税（個人）の割合を、他の大都市と比較して川崎市の税収動向をみると（図表 1.3-17）、横浜がこの中では一番高い割合（2005年度37%）を示しているが、川崎もそれを3%下回っている程度である。しかし、他の大都

注8 以上の数値は、『平成17年度 川崎市一般会計・特別会計決算（見込）の概要』（平成18年7月28日）「表5 法人市民税の主要法人業種別増減額」による。

注9 全国値に占める川崎市の割合については、原田博夫、マウジダ・アブドワイット（2007年3月b）を参照。

注10 図15と図16では、川崎と全国値の動きが一部逆転している箇所がある。これは、大都市データには、東京都23区が含まれていないのに対して、全国値データには、東京都23区は都の徴収している税収データを市税収入に含めているためである。

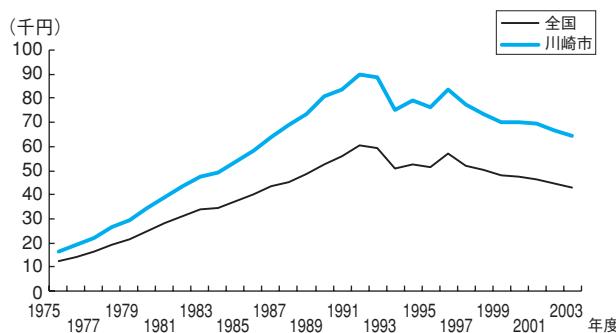
図表1.3-17 市町村税に占める市町村税（個人）の割合－大都市の状況－



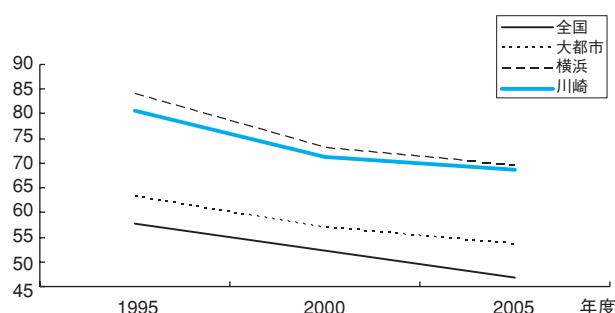
市は、川崎をさらに5%も下回っている。要するに、他の大都市は、横浜や川崎ほど、市民税（個人）に依存する度合いが高くないのである<sup>10</sup>。

図表1.3-18で、市民税（個人）一人当たり額の、全国値と川崎の経年的な推移を見てみると、川崎が全国値を常に35%程度上回っている。その上、1990年代初頭をピークとして上昇から低下傾向のトレンドはほとんど同一である。図表1.3-19で、他の大都市や横浜と比較すると、川崎は横浜との類似性が顕著である。さらに確認のために、国民（市民）所得に対する市民税（個人）負担率の経年的な推移をトレースすると（図表1.3-20）、川崎は全国値を20%程度上回っていて、しか

図表1.3-18 市町村民税（個人）一人当たり額

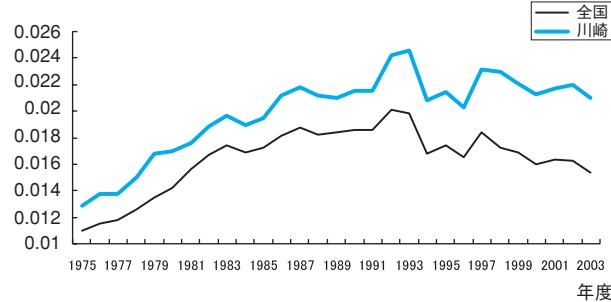


図表1.3-19 市町村民税（個人）一人当たり額－大都市状況－



注11 詳細については、原田博夫、マウジダ・アブドワイット（2007年3月a）、原田博夫、マウジダ・アブドワイット（2007年3月b）など参照。

図表1.3-20 国民（市民）所得に対する市民税（個人）負担率



も全国値と川崎はほとんど同一の動きで、この構造は極めて安定的である。

要するに、市民税（個人）の分析から浮かび上がってくる状況は、川崎市はすでに、宮前区、多摩区、麻生区などの川崎市内陸部では田園都市あるいは住宅都市の様相が色濃くなっている、ということである。その意味では、広大な居住エリアを後背地に抱えた横浜市と極めて類似した経済社会・居住構造になっていることが窺える。

## 6. 結び—提言へのポイント—

政令指定都市は、一般的には、他の一般の市町村に比べると、行政上の事務範囲・権限や財政的な裁量の余地が大きいものと理解されているが、税制に関しては、こうした特典や優遇措置はほとんど用意されていない。推測するに、政令指定都市には、税制面でのこうした措置を手当てしなくても、豊富な税源を反映して税収面では十分に潤沢だとみなされていたからではないか。しかし、現実には、とりわけ近年の景気低迷を反映した税収の伸び悩み状況から容易に推測できるように、大都市といえども、それどころか重厚長大型産業を抱えた大都市なるがゆえに、川崎市の税収の落ち込みは顕著である。こうした事態に対しては、政令指定都市には、大都市特有の行財政ニーズがあり、それに対処するためにはやはり独自の税源・課税権を發揮して自前の財源調達力を確保すべきとの主張には、一定の合理性・妥当性があるだろう。

川崎市税収構造の特徴を具体的な個別税目に着目して指摘すると、国税では、揮発油税の税収が全国的にみても突出している。県税の中では、県民税（個人）のウェイトが高い。市税の中では、事業所税が突出している。こうしたファクトファインディングは<sup>11</sup>、税制固有の問題から生じてい

る側面と、住民の居住動向、経済活動（従業者の配置、事業所の立地）などの状況によって生じている部分の複合的な結果である。

要するに、川崎市のような大都市といえども、特別な税収源・税目を持っているわけではなく、例外は事業所税程度である<sup>注12</sup>。川崎市はこの税収の全国シェアの1割程度だが、この税目の位置づけ自体が税制全体で低下している中で、税収額にはあまり期待できない。他方、揮発油税（国税）のように、税源自体は実体的には、施設の所在している川崎市臨海部に所在するにもかかわらず、国税であるために、税収の還元・活用に地元地自体サイドとしてはまったく発言権をもち得ない税目もある。とりわけ、川崎市では、ほぼ恒常に地方交付税（普通交付税）の不交付団体なため、国庫支出金・建設事業費のような直接的なルートで不十分なだけでなく、普通交付税の算定根拠の点でも、還元される要素がない。

最後に、現行の市町村税（法定税）の体系では、川崎市は、法人企業の近年の活動実態に即した課税を実施できないばかりか、市民生活の変化に対応した課税を追及することが困難になっている。具体的な課題としては、第1に、利益に直結せず、しかも巨大な構造物を必要としないソフト型・研究開発型の企業・事業展開に、どう対応すべきか。第2に、田園都市・住宅都市として問題状況の類似している横浜市などの連携をどう図るか。生活・居住を中心とした住民が増えている川崎市内陸部では、実体的には、広大な居住エリアを抱える横浜市と同様な経済・生活構造になっている。この点では、基本的な問題状況を共有する横浜市、東京都町田市さらには神奈川県などとも一定の連携関係を保ちながら、共通の法定外税の導入に取り組んでもいいのではないか。何も法定外税の導入は、個別自治体が単独で模索すべきものではなく、問題状況を共有している自治体・地域が単なる税収目的以外に住民ニーズに即した地域連携を図る格好のテーマであろう。

### ■補論。税収データに関する補論

わが国の税制は、課税主体ごとに、国税、道府県税、市町村税に分かれている。川崎市は政令指定都市ではあるが、税制としては市町村税制が適用されている。つまり、税制に関しては、政令指定都市とその他の一般の市町村では、差異がない。

注12 ただし、事業所税それ自体は、昭和61年に導入された、人口30万以上の都市（平成18年4月現在で70団体）が課税できる目的税なので、必ずしも政令指定都市だけが課税団体ではない。

その上で、この市税制は、川崎市域全域に適用されている。しかし同時に、川崎市域に適用されている税制には、国税と神奈川県税もある。けれども、この川崎市域に適用されている国税と県税に関する税収データの統計は、川崎市に限らず一般的には公表されていない。

一般的には、川崎市の税収データとしては、予算にせよ決算にせよ、市税（年度ベース）のみが収録され、公表されている。これは課税権の関係で、当然である。しかし、『川崎市統計書』には、川崎市域からの国税データと県税データも、併せて収録されている。要するに、川崎市域を所管する各税務事務署（所）からの税収データである。具体的には、国税データは、東京国税局所管の川崎南税務署、川崎北税務署、川崎西税務署である。県税データは、神奈川県総務部税務課所管の川崎県税事務所、高津県税事務所、麻生県税事務所である。

そもそも、この国税データと県税データは、課税権・徴税事務の関係では本来は、地方自治体である市域単位でデータを管理すべき必要はないため、一般的には、この市域単位の国税データあるいは県税データは公表されていない。たまたま、川崎市が政令指定都市で、かつ市域がちょうど国（中央政府）と神奈川県の事務所管区域と合致していたために生じた例外的な事態である。その意味では、この種のデータは、確定値というよりは参考値としての役割しか持たない。しかし、参考値にせよ、まったく根拠の無いものというわけではなく、貴重な基礎データであることは間違いない。

本論では、このデータを、先行研究（原田博夫、マウジダ・アブドワイト（2006年3月a, 2006年3月b, 2007年3月a, 2007年3月b）の成果を参照して、適宜利用した。

### 参考文献

- 林省吾（1986年10月）『自治行政講座7 地方財政制度』第一法規  
 田中隆之、原田博夫（2005年3月）「川崎市の成長構造と税収構造の変化 - 市民経済計算と税収データからのアプローチ - 」『イノヴェーション・クラスター形成に向けた川崎都市政策への提言：論文集（第1号）』専修大学大学院社会知性開発研究センター都市政策研究センター論文集

原田博夫、マウジダ・アブドワイット（2006年3月a）「川崎市の税収構造 - 全国値との比較 - 」『イノヴェーション・クラスター形成に向けた川崎都市政策への提言：論文集（第2号）』専修大学大学院社会知性開発研究センター都市政策研究センター論文集

田中隆之、原田博夫（2006年3月b）「川崎市の成長構造と税収構造の変化 - 市民経済計算と税収データからのアプローチ - 」『新産業政策研究かわさき』川崎市産業振興財団新産業政策研究所、第4号

原田博夫、マウジダ・アブドワイット（2007年3月a）「川崎市税収構造の特徴」『イノヴェーション・クラスター形成に向けた川崎都市政策への提言：論文集（第3号）』専修大学社会知性開発研究センター都市政策研究センター論文集

原田博夫、マウジダ・アブドワイット（2007年3月b）「川崎市の税収構造 - 全国値との比較 - 」『新産業政策研究かわさき』川崎市産業振興財団新産業政策研究所、第5号